

7月1日から 一定規模以上の造成行為等を行う場合は 事前の協議が必要になります

お知らせ



「綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱」を施行しました。この指導要綱は、令和元年7月1日以後に着工する造成行為から適用します。

綾部市では、太陽光発電施設をはじめとする工作物の設置等のために行う土地の造成行為などについて、地域との共存、秩序ある土地利用を実現することで、安全で災害に強いまちづくりを推進するための手続きを定めました。

これにより、一定規模以上の造成行為などは、計画の段階で市との協議が必要になります。太陽光パネルの設置をお考えの場合や、駐車場の造成などをお考えの場合は、下記にご相談ください。

ご相談・お問い合わせ

〒623-8501 綾部市若竹町8-1

綾部市役所 建設部都市計画課

電話0773-42-4285

E-mail:toshikeikaku@city.ayabe.lg.jp

指導要綱制定の目的

都市計画法で定義する開発行為に該当しない土地造成行為のうち、一定規模以上のものについては、雨水等の流出量の増加や、法面の形成によって周辺地域に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

本要綱は、これらの造成行為について、地域住民との共存、秩序ある土地利用を実現することで、安全で災害に強いまちづくりを推進するための手続きを定めるものです。

協議の対象となる造成行為等

この要綱に基づく協議の対象は、次のとおりです。

ア 工作物^{*1}の設置等のための土地の区画又は形状の変更で、造成区域^{*2}の面積が1,000平方メートル以上のもの

イ 土地利用に当たって雨水流出係数が0.8以上^{*3}となるもので、造成区域^{*2}の面積が3,000平方メートル以上のもの

※1 工作物 土地に定着する工作物のうち、建築基準法第2条に定める建築物以外のもの

※2 造成区域 造成行為をする土地の区域

※3 次の表を参考にしてください。

土地の種類	流出係数	土地利用の参考事例
雨水の浸透が非常に少ない土地	0.9	アスファルトやコンクリートで舗装された道路、駐車場等（排水性舗装を含む）、太陽光パネル、人工法面（張りコンクリート等）等
雨水の浸透が少ない土地	0.8	公園、ゴルフ場、グラウンド、碎石舗装された道路、駐車場等、人工法面（緑化）等
雨水の浸透が多い土地	0.7	水田、山地 等
雨水の浸透が非常に多い土地	0.6	畑、原野 等

協議の対象とならない造成行為等

土地利用を行う面積が小さいものや、他法令の許可等があるものは協議の対象にはなりません。詳しくはお問い合わせください。

協議(手続き)の主な内容

手続き内容の主なものは、近隣住民への説明と、計画の技術的な基準への適合の審査となります。詳しい手順を解説した「造成計画協議の手引き」をご覧ください。「造成計画協議の手引き」と、協議に必要な様式等は綾部市ホームページからダウンロードが可能です。

「造成計画協議の手引き」ダウンロード

<http://www.city.ayabe.lg.jp/toshikeikaku/machi/kenchiku/kaihatsu/>

住んでよかった…

ゆったりやすらぎの

田園都市・綾部

